

令和 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 8 号

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部改正について
市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和 2 3 年函館市条例第 7 5
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「毒物及び劇物取締法第 4 条第 4 項」を「毒物及び劇物取
締法第 4 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

毒物及び劇物取締法の一部改正に伴い規定を整備するため